

令和 3 年度（令和 3 年 7 月～令和 4 年 3 月）

# 第 1 期事業報告書

一般社団法人おひさま

1. 設立年月日
2. 主たる事務所の状況
3. 設立趣意
4. 事業内容
5. 活動目的
6. 活動実績
7. 役員等に関する事項 (1) 役員の任期 (2) 役員数 (3) 役員の名簿
8. 第 1 期 (令和 3 年度) 活動方針と活動報告
9. 新型コロナウイルス感染症から介護現場を守るための取り組み

## 第 1 期（令和 3 年度）事業報告

### 1. 設立年月日

令和 3 年 7 月 2 1 日

### 2. 主たる事務所の状況

住所：岐阜県中津川市茄子川 2077 番地 267

TEL：0573-68-5353 FAX：0573-68-5358

### 3. 設立趣意

日本は超高齢社会を迎え、世界で最も高齢化率の高い国となりました。また、障害者数の増加により、障害者全体では約 990 万人、国民の 7.6%が何らかの障害を抱える国となりました。これは一時的なものではなく、年々増加傾向にあります。さらに、生産年齢(労働)人口は減少し、2035 年には高齢化率は 33%を超えると予想されています。日本は、高齢化が世界に類を見ない速度で進行し、超高齢社会へと突入しました。こうした時代の流れに、日本国民の多くが将来に対する不安を抱えている状況にあります。このような国家的課題を乗り越えるためにも、持続可能な社会保障制度の確立が不可欠であります。社会保障制度の一翼を担う介護保険制度の持続可能性の実現には、介護の現場と利用者・及び家族の視点から、実証データやエビデンスを基にした具体的提案が求められます。現在の介護は、各サービス・法人種別ごとの団体が多数存在しており、職員の資質と処遇向上が業界全体の発展へ繋がるのです。日本国民の誰もが安心した日常生活を過ごせる地域共生社会実現のために、業界全体が一団となる時を迎えています。

### 4. 事業内容

#### 3rd-life（地域密着型通所介護）

午前午後と半日型の通所サービスで食事、入浴なしでレクリエーションや機能訓練を中心にサービスを提供します。

#### 3rd-life（居宅介護支援事業所）

心身の状況を勘案し適切な居宅サービスが利用できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

## 5. 活動目的

当法人は地域、社会資源を活用した街づくりを軸とし、多くの一般市民、児童、障害を持つ方や高齢者の方々の生活の充実を図るため、日常生活の支援に必要な福祉サービスを提供し、安心かつ快適な暮らしやすい生活ができるように努めるとともに、地域社会の保険、医療、福祉、教育の増進および充実に寄与することを目的としていきます。

## 6. 活動実績

ショッピングリハビリという地域にない新しいサービスを提供し、高齢者と地域の活性化を目指してきました。商業施設内にデイサービスを開設しているため通常のデイサービスとは違い、利用者様が自ら欲しいものを選択し買い物ができる環境を提供しています。当たり前の事かもしれませんが、高齢になれば簡単なことではなくなります。健康のための運動も継続困難となり外出手段も減り、人や地域とのかかわりも希薄になり一人で過ごす時間が長くなります。それらを予防するために考えたのがショッピングリハビリです。商業施設で欲しいものを考えたり選択したりしながらの買い物は最高のリハビリにもなり、楽しみながら運動を継続できます。商業施設で買い物ができることは住み慣れた街で暮らしていくことの環境の提供ができ、買い物難民の救済や孤立の解消など地域社会の問題解決にもなっています。

## 7. 役員等に関する事項

### (1) 役員数（定款第17条）

当法人に、次の役員を置く。理事2名以上5名以内。

理事のうち1名を代表理事とする。

代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

### (2) 役員の任期（定款第20条）

理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

### (3) 役員等の名簿

※令和4年3月現在

代表理事 藤井真也

理事 黒野暢介

理事 桂川史也

## 8. 第 1 期（令和 3 年度）活動方針と活動報告

第 1 期は、新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、介護業界の事業継続への支援や感染予防対策に係る対策の充実強化に向けた要望や情報発信を行いつつ、アフターコロナを見据えた中長期的な社会保障制度改革の在り方を模索する年度でした。一方、過去最大規模となった令和 3 年度介護報酬改定のポイントを踏まえて、介護事業者の今後の課題や展望に強い危機感がもたらされたことから、大きな転換期を迎えた介護保険制度について事業者団体として多くの見解を示しました。

## 9. 新型コロナウイルス感染症から介護現場を守るための取り組み

引き続きのコロナ禍が社会に大きな影響を及ぼすとともに、介護業界においても深刻な事態となったことを受け、対策活動の先頭に立って取り組みました。

感染症の予防には、ウイルスを「持ち込まない・持ち出さない・拡げない」ことを常に念頭に置いて行動しました。毎日のバイタルチェックで利用者の状態を観察・記録し職員も定期的に健康診断を受け、日ごろから検温するなど自身の体調にも気を配りました。

感染症対策を強化しつつ、利用者のストレス緩和や QOL（生活の質）を維持できるように引き続き厚生労働省のガイドラインを研修にて周知していきます。